

捜査特別報奨金取扱要綱の運用について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

捜査特別報奨金取扱要綱の制定について（平成22.9.27：警察庁乙刑発第10号、乙官発第13号、乙生発第10号、乙交発第8号、乙備発第13号）の警察庁次長通達が示達され、捜査特別報奨金取扱要綱（以下「要綱」という。）が制定されたことに伴い、その運用について下記のように定め、平成22年12月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、捜査特別報奨金取扱要綱の運用について（平成19.9.28：例規刑企第32号。以下「旧通達」という。）は、廃止する。

記

第1 趣旨

この通達は、捜査特別報奨金（以下「報奨金」という。）に係る広告及び支払の申請手続、情報の受付及び管理その他要綱の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 報奨金の意義

報奨金とは、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙等に資する情報の提供を受けるため、警察庁が指定する事件に関し金員の支払を広告した場合において、事件の検挙に結び付く有力な情報を提供した者のうちから、その優等者に対して、民法（明治29年法律第89号）第529条及び同法第532条の規定により与える報酬をいう。

第3 対象事件等

要綱に基づき、広告の対象となる事件（以下「対象事件」という。）及びその報奨金の上限額は別表のとおりである。

第4 広告の上申手続等

- 1 警察署長及び警察本部（サイバー対策本部を含む。）の事件を主管する所属（以下「主管所属」という。）の長（以下「警察署長等」という。）は、現に捜査を行っている事件が別表に掲げる対象事件に該当している場合において、捜査の進捗状況、証拠資料の有無、事件の経過年月、情報提供の状況等を総合的に判断し、広告を実施して情報の提供を促進することが有効かつ適切と認めたときは、捜査特別報奨金対象事件上申書（別記様式第1号）により、警察本部長に広告を上申（刑事企画課長経由）するものとする。
- 2 刑事企画課長は、前記第4の1に規定する上申があった場合は、当該事件について検討した結果を付して、警察本部長に報告するものとする。この場合において、刑事企画課長は、必要に応じて関係する所属長の意見を求めるものとする。
- 3 警察署長等は、上申に係る対象事件が公的懸賞金制度を実施する事件とならないことから、被害者の親族等に対する説明の際は、誤解が生じないように十分に留意しなければならない。

第5 広告の方法

広告は、要綱に基づき、警察庁において広告の実施の可否を決定した上で、次の事項を警察庁がインターネット上に開設するホームページ（以下「警察庁のホームページ」という。）に掲載することにより実施され、警察庁のホームページから削除することにより終了される。

- 1 対象事件名
- 2 報奨金の支払の対象とする行為
- 3 報奨金の上限額
- 4 報奨金の支払の決定方法
- 5 応募の期間（原則として1年間。ただし、特に必要があると認められる場合には、期間を延長又は短縮されることがある。）
- 6 報奨金の支払の除外事由
- 7 情報受付部署

第6 情報受付所属の任務

1 情報管理責任者の指定等

- (1) 情報受付所属（警察庁のホームページに情報受付部署として掲載された所属をいう。以下同じ。）の長は、当該所属の警部以上の階級にある者を情報管理責任者に、警部補以上の階級にある者を情報受付担当者に指定するものとする。この場合において、情報受付所属が警察署であるときは、主管所属から情報管理責任者及び情報受付担当者を指定するものとする。
- (2) 情報管理責任者は、対象事件に係る情報の適正な保管管理に努めるとともに、情報受付所属の職員に対し、公的懸賞金制度の概要、対象事件の内容等を説明し、対象事件に係る情報が確実に受理されるように周知徹底を図るものとする。
- (3) 情報受付担当者は、情報管理責任者の指揮を受け、対象事件に係る情報の受付、点検及び保管管理に努めるものとする。
- (4) 情報受付所属以外の所属の長は、当該所属の職員に対し、公的懸賞金制度の概要、対象事件の内容等を説明するとともに、対象事件に係る情報が確実に情報受付所属に連絡されるように周知徹底を図るものとする。

2 管理簿冊の備付け、報告等

- (1) 情報受付所属の長は、対象事件に係る情報提供の日時、情報提供者の人的事項、情報の内容、連絡先・方法等について記録し、保管するため、情報受理票（別記様式第2号）及び情報受理管理簿（別記様式第3号）を備え付けなければならない。
- (2) 情報管理責任者は、有力情報の有無、情報件数その他参考となる事項について、毎月5日までに情報受理月報（別記様式第4号）により、刑事企画課長に報告するものとする。
なお、未検挙のまま広告に係る公募期間が終了した場合も同様とする。
- (3) 対象事件については、広告に係る公募期間が終了した後であっても、当該期間内に提供された情報に基づき被疑者を検挙したときは報奨金の支払対象となることから、有力情報がある場合は、被疑者が検挙されるまで情報受理票、情報受理管理簿及び情報受理月報を確実に保管しておくものとする。

3 情報受付時の留意事項

- (1) 次に掲げる者からの情報提供については、報奨金の支払対象から除外されていることから、情報提供者にはその旨を説明し、支払の除外対象になることの了解を求め、その経緯を確実に情報受理票に記録しておくものとする。

ア 匿名であるなどのため特定できない者

イ 警察職員

ウ 被疑者本人、共犯者及び当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者

エ 前記第6の3の(1)のアからウまでに掲げる者のほか、報奨金の支払を受けることが社会通念上適切でないと認められる者

(2) 報奨金の広告を知らずに情報を提供した場合であっても支払対象となることから、情報受付所属以外の所属に情報が寄せられた場合は、当該情報受付所属を教示するとともに、情報受理票を作成の上、刑事企画課を経由して情報受付所属に通報しなければならない。

第7 支払の申請手続等

- 1 警察署長等は、対象事件の被疑者を検挙した場合は、速やかに警察本部長に報告（刑事企画課長経由）するとともに、報奨金の支払の対象となる行為の有無、報奨金の支払を受けるべき者（以下「支払対象者」という。）の有無等を調査し、支払対象者がいると認められる場合には、支払事由及び支払うべき報奨金の額の案等を捜査特別報奨金支払申請書（別記様式第5号）により、警察本部長に支払を申請（刑事企画課長経由）するものとする。
- 2 刑事企画課長は、前記第7の1に規定する申請があった場合は、当該対象事件に対する報奨金の支払の適否について検討した結果を付して、警察本部長に報告するものとする。この場合において、刑事企画課長は、必要に応じて関係する所属長の意見を求めるものとする。
- 3 刑事企画課長は、警察庁において支払の決定があった場合は、速やかに警察署長等に対し、捜査特別報奨金支払通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。
- 4 報奨金の支払手続については、捜査特別報奨金の支払手続について（平成26. 4. 1：警察庁丁会発第248号、丁支発第10号）の警察庁長官官房会計課長、警察庁刑事局捜査支援分析管理官通達の定めるところによる。この場合において、報奨金の支払に関する事務手続は刑事企画課が行うものとする。

第8 情報管理の徹底

- 1 警察署長等は、対象事件に係る情報が捜査情報であることはもとより、当該情報提供者の権利に関わるものであることから、所属職員における情報管理の徹底を図らなければならない。
- 2 職員は、対象事件に係る情報を、みだりに持ち出し、又は複写等が行われないように厳正な保管管理に努め、保秘の徹底を図るものとする。特に、情報管理責任者は、異動時において、管理簿冊が紛失、逸失等することのないように確実に引き継がなければならない。

第9 その他

この通達に定めるもののほか、必要な事項は刑事部長が定めることができる。

第10 経過措置

この例規通達の実施の際現に旧通達に基づく対象事件は、この例規通達による対象事件とみなす。

別表

対象事件	報 奨 金 の 上 限 額
1 指名手配被疑者に係る事件 警察庁指定被疑者特別手配要綱の制定について（昭和47. 1. 21：警察庁乙刑発第2号、乙保発第2号、乙交発第1号、乙備発第2号）に基づく警察庁特別手配被疑者に係る事件その他指名手配がなされている被疑者のうち警察庁が重要なものと認めた被疑者に係る事件	300万円
2 上記1に掲げる事件のほか、社会的反響の大きい特異又は重要な事件であって、次の要件をいずれも満たすもの (1) 次に掲げるいずれかの事件 ア 殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐その他被害者の生命・身体に重大な損害を及ぼした事件 イ 脅迫その他の方法により、公務又は事業活動の遂行に重大な支障を及ぼした事件 (2) 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条第1項の規定に基づき、捜査本部を設置している事件 (3) 当該事件捜査に関連する情報資料を総合的に判断し、事案の内容、捜査の状況等に照らして、広告を実施して情報提供を促進することが有効かつ適切であると認められる事件	300万円

注 報奨金の上限額は、特に必要があると認める場合には、1,000万円を超えない範囲内で増額されることがある。

別記

様式第1号

<table border="1" style="margin-left: auto;"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td>年 月 末日 廃棄</td></tr></table>				年 月 末日 廃棄
年 月 末日 廃棄				
京都府警察本部長 殿 (刑事企画課長)	第 号 年 月 日 (所属長)			
捜査特別報奨金対象事件上申書				
対 象 事 件				
事 件 概 要				
捜 査 状 況				
広告を必要と認める理由				
情報提供の受付所属				
担 当 者				

年 月 末日 廃棄

情報受理票

[事件捜査本部]

		管理番号
受 理 者	部・署 係 階級 氏名 [捜査本部 当直 その他 ()]	
受 理 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 [来署 電話 F A X メール 郵送 その他 ()]	
情報提供者	住 所 自宅電話 職 業 携帯電話 氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日 (歳)	
情報内容	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	
処理結果等 <small>(警察庁報告の実施等)</small>		
捜査担当部 署への引継 *当直中等 受 理 用	年 月 日 午前・午後 時 分 引継者 () 引受者 課・署 階 級 氏 名	

注 必要箇所については、○で囲むこと。

様式第3号

情報受理管理簿

番号	情報提供日時・方法	情報提供者	取扱者	備考
	年 月 日 () 午前・後 時 分 (来署 電話 FAX メール その他)	住所 氏名 生年月日 電話・携帯	所属 課・係 階級 氏名	
	年 月 日 () 午前・後 時 分 (来署 電話 FAX メール その他)	住所 氏名 生年月日 電話・携帯	所属 課・係 階級 氏名	
	年 月 日 () 午前・後 時 分 (来署 電話 FAX メール その他)	住所 氏名 生年月日 電話・携帯	所属 課・係 階級 氏名	
	年 月 日 () 午前・後 時 分 (来署 電話 FAX メール その他)	住所 氏名 生年月日 電話・携帯	所属 課・係 階級 氏名	
	年 月 日 () 午前・後 時 分 (来署 電話 FAX メール その他)	住所 氏名 生年月日 電話・携帯	所属 課・係 階級 氏名	
	年 月 日 () 午前・後 時 分 (来署 電話 FAX メール その他)	住所 氏名 生年月日 電話・携帯	所属 課・係 階級 氏名	
	年 月 日 () 午前・後 時 分 (来署 電話 FAX メール その他)	住所 氏名 生年月日 電話・携帯	所属 課・係 階級 氏名	

注 検挙に寄与した情報として警察庁に報告したものは、備考欄にその旨を記載すること。

様式第4号

<p>殿</p> <p style="text-align: right;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td>年 月 末日 廃棄</td></tr> </table> 第 号 年 月 日 (所属長) </p> <p style="text-align: center;">情報受理月報 (月)</p>				年 月 末日 廃棄
年 月 末日 廃棄				
対象事件				
情報件数				
有力情報の有無等	1 有 2 無			
	(有の場合は、有力情報と認めた理由、内容等)			
参考事項				
担当者				

京都府警察本部長 殿 (刑事企画課長)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年 月 末日 廃棄</td></tr> </table> 第 号 年 月 日 (所属長)			年 月 末日 廃棄
年 月 末日 廃棄				
捜査特別報奨金支払申請書				
事 件 名				
捜査特別報奨金額				
情報提供年月日				
情 報 内 容				
情 報 提 供 者	(住 所) (氏 名)			
支払事由 (検挙に結び付くまでの経過、寄与の度合等)				
(This area is intentionally left blank for the applicant to provide details of the payment reason.)				
その他				

(注) 支払金額が上限額と異なる場合には、その理由も記載すること。

(注) 支払対象者が複数となる場合には、それぞれの対象者ごとに支払金額 (支払金額が異なる場合には、その理由) を記載すること。

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="height: 20px;"></td></tr><tr><td style="text-align: center;">年 月 末日 廃棄</td></tr></table>			年 月 末日 廃棄
年 月 末日 廃棄				
殿	刑企第 号 年 月 日 刑事企画課長			
<p>捜査特別報奨金支払通知書</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって申請のあった下記の事件について、捜査特別報奨金を支払うことが必要であると認められ、支払の対象者及び金額が決定されたので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 事件名 2 支払対象者 3 支払金額 4 支払うことが必要であると認めた理由				

注1 支払金額が上限額と異なる場合には、その理由も記載すること。

2 支払対象者が複数となる場合には、それぞれの対象者ごとに支払金額（支払金額が異なる場合には、その理由）を記載すること。